

三木市公共下水道整備困難地に係る個人ポンプ施設設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三木市公共下水道処理計画区域内において、宅地から発生する汚水が地形上自然流下で公共下水道へ排除できない土地に対して、三木市（以下「市」という。）がポンプ施設を設置することにより、公共下水道の利用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 整備困難地 私有（用・排水路を含む。）等に公共マスを設置しても、公共下水道への汚水排除が自然流下では困難な土地又は汚水排除を自然流下で計画すると公共下水道工事が困難となる土地をいう。
- (2) ポンプ施設 市が管理する公共下水道へ汚水を排除するために必要な排水施設のうちポンプ槽、ポンプ、圧送管及びこれらに付随する電気設備をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、下水道法（昭和33年法律第79号）及び三木市下水道条例（平成元年条例第33号）等関係法令の例による。

(ポンプ施設の設置要件)

第3条 ポンプ施設の設置は、整備困難地のうち、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

- (1) 受益者負担金が納付済であること。
- (2) 排水設備工事を行うこと。
- (3) ポンプ施設の設置に要する用地を所有し、又は用地の使用に関し所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾を得られていること。
- (4) 工事及び維持管理が容易に行えること。

(設置の申請)

第4条 この要綱に基づきポンプ施設を設置しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 個人ポンプ施設設置申請書（別記様式）

(2) その他市長が必要と認めるもの

(ポンプ施設設置費用)

第5条 ポンプ施設の設置に要する経費は市が負担する。更新する場合においても、また同様とする。

(ポンプ施設の維持管理)

第6条 ポンプ施設設置後の維持管理は、申請者が次の各号に掲げる事項について適正かつ円滑に管理しなければならない。

- (1) ポンプ施設の運転に係る電気料金の負担
- (2) ポンプ施設の清掃等日常の維持管理
- (3) ポンプ施設の移設及び廃止に伴う費用の負担
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ポンプ施設の維持管理に必要な事項

(適用除外)

第7条 開発行為については、この要綱は適用しない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。